

令和5年度FD事業実施方針及び活動計画

令和5年4月10日

ファカルティ・ディベロップメント事業推進委員会

1. 本年度のFD活動方針

本年度は、別紙「大阪教育大学SD・FD事業の全学的方針」（令和4年5月23日付 役員協議会了承）に基づくとともに、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の実施に必要な能力・資質を備えた教員の育成並びにフラッグシップ大学構想の実施に向けて必要なFD活動に取り組む。

なお、全教員が本年度実施されるFD活動に複数回参加することを原則とし、そのための環境（ビデオ視聴等）を必要に応じて整えるものとする。

また、FD活動の重要性と活動の活性化のため、本委員会が主催するFD活動のみならず、各部局、系、部門等が主催するFD活動も含め、参加者数の目標を定めて取り組み、FD事業実施報告書を作成する。

FD活動については、別紙「大阪教育大学SD・FD事業の全学的方針」の「教学マネジメントを支えるFD・SD活動」のとおり、活動内容を「教学」「研究」「マネジメント」の3領域に、実施主体を本委員会が主催する「大学レベル」、各部局等が主催する「学位プログラムレベル」、各部門・特定のグループ等が主催する「授業科目レベル」の3段階に整理して体系的に取り組む。主催者は、当該FD事業の活動内容と本学が行う教育改革、第4期中期計画や社会的背景等との関連性について参加者に具体的に広報し、実施報告書にも明記するものとする。

2. 本年度のFD活動計画

大学レベルにおける具体的な活動計画は、別紙「ファカルティ・ディベロップメント事業推進委員会活動計画」のとおりとする。

本年度は第4期中期計画に基づき、体系的なFDシステム構築に向けて、大学教員の資質・能力を踏まえた「指標」に基づく大学教員の自己評価システムと汎用システムの構築を行う。

学位プログラムレベル又は授業科目レベルにおいては、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の実施に必要な能力・資質を備えた教員を育成するために必要なFD活動を実施するとともに、教育課程の内部質保証に向けて、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく授業計画等（シラバス）とすることや、IRデータに基づく教育改善に資するFD活動を実施するものとする。

シラバスについては、教育の質保証の観点から、記載内容を点検する仕組みを構築し、持続的に点検・評価・改善することが求められているため、教員相互のシラバス点検を実施する。

各部局や系等が主催する活動で、大学のFD活動としてふさわしいものについては、本委員

会との共催活動として位置付け、全教員の参加を推奨する。

3. 参加者数の把握

参加者数の把握のため、F D活動実施の都度、参加者名を確認する。各部局及び系へは、参加者名を必要に応じて通知し、未参加者への参加の呼び掛けを依頼する。併せて、各部局及び系で講じられた参加促進策についての回答を求める。

また、F D活動に参加して、教育改善に積極的に取り組んでいる教員を支援するため、F D活動への参加状況を教育研究経費等に反映させる。

なお、非常勤講師が対象のF D活動（講演会形式に限る）に参加した場合は、参加に係る交通費を支給するものとする。

4. F D活動の効果の検証及び改善

F D活動の効果を検証し、次年度の実施方針及び実施計画において所要の見直しを図る。

大阪教育大学SD・FD事業の全学的方針

本学は、我が国の先導的な教員養成大学として、教育の充実と発展に寄与し、教育界における有意な人材養成を行うことを目的とした大学運営を行うとともに、全学的な教学マネジメントの運用を通じた継続的な教育改革に取り組んでいる。

これからの大学教育の改善のためには、本学で学ぶ学生が、卒業時に身に付ける資質能力を育成することに着目することが極めて重要であり、そのためには、教育を担う教員や教員を支援する職員の資質能力の開発と育成が必要不可欠である。

以上のような背景から、第4期中期目標・中期計画期間にわたり、組織的かつ体系的に教職員の資質能力の向上を図ることを目的として、全学的なSD/FD事業に係る基本方針を策定するものである。

1. SD・FD事業の定義

本学では、教職員に大学運営業務に関して必要な知識及び技能を習得させ、その資質・能力を向上させるための研修等(大学運営業務に関する研修等)をSD(スタッフ・ディベロップメント)事業と称する。また、教員の日常的な教育改善の努力や研究活動を促進するための、組織的な研修等(教育・研究能力の向上に関する研修等)をFD(ファカルティ・ディベロップメント)事業と称する。

2. SD・FD事業の目的

本学では、教職員が、大学の理念・目標や養成する人材像に加え、社会からの要請等に対する共通理解を有しながら、教育研究活動等の運営を適切かつ効果的に遂行できることを目的として、全学的な方針のもとSD・FD事業を行い、大学運営を先導する教職員の組織的力量形成及び教職協働の実現をめざす。

3. SD・FD事業の実施方針

各SD・FD事業については、自己点検・評価の課題・問題点に対応し、教育研究等の質の向上をめざすもののほか、上記2.の目的を達成するため、職種・職位等ごとの役割・特性を考慮したうえで、別に定める一定期間ごとの基本方針に基づき、実施する。

4. SD・FD事業の効果検証・改善と発信

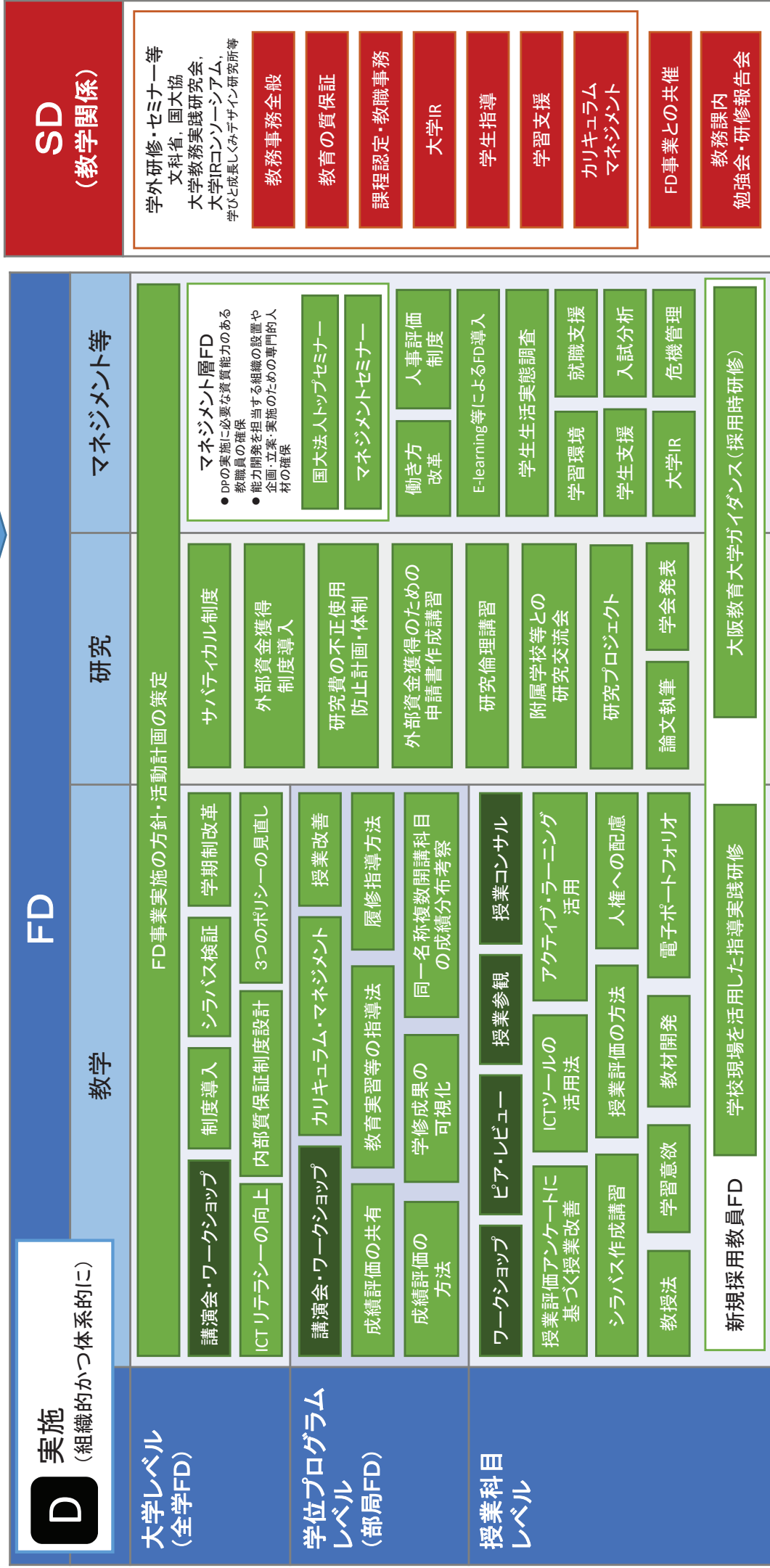
各SD・FD事業の実施組織を中心として、その内容・方法・効果等に関し適宜総括する。また、学長は、SD・FD事業の制度全体に関し、一定期間ごとに見直しを行うものとする。併せて、SD・FD事業の取組や成果は、教職員の組織的力量形成及び教職協働のモデルとして広く社会に発信する。

< 2022年度-2027年度におけるSD・FD事業基本方針 >

- (1) 本期間は、下の項目のいずれかに即したSD事業あるいはFD事業となるよう取り組む。
 - 1 教員養成あるいは教育・学習支援人材養成に係る政策に対応し、先導的教育・研究のあり方を追求するもの。
 - 2 教員就職率あるいは教育・学習支援分野への就職率の向上をめざすもの。
 - 3 学内外組織の連携協働を推進するもの。特に学部・教職大学院・附属学校園・国内外の大学・教育委員会を含む自治体・産業界等との連携協働を促進する事業を推奨する。
 - 4 教員養成大学の教職員に必要な職能開発を意図するもの。特に、実践研究と学問探究の両方に軸足を置く教員、並びに教員養成にかかる諸制度や政策を把握しつつ本学の強み・役割を活かし改革に繋げることのできる職員を育成する事業を推奨する。
- (2) 各SD・FD事業で扱う内容は、「教学マネジメントを支えるFD・SD活動(別紙)」に基づき、大学の理念・目標・計画、社会からの要請等とどのような関連性があるのか、参加者がわかるよう配慮する。
- (3) 教職員に必要な資質・能力の開発と育成のための目標設定を行うとともに、全教職員が、SD・FD事業に毎年度参加することを原則とする。

教学マネジメントを支えるFD・SD活動

別紙



令和5年度 ファカルティ・ディベロップメント事業推進委員会活動計画

R5.4.10ファカルティ・ディベロップメント事業推進委員会

月	委員会予定案件	本委員会主催予定事業
4月	第4期中期目標・中期計画の令和4年度進捗状況について 令和5年度活動計画について	
5月	令和5年度全学FD事業準備について(1)	全学FD事業①
6月	令和4年度授業アンケートについて 令和3・4年度成績評価分布について	
7月	新規採用教員FD事業について	
8月		
9月		新規採用教員FD
10月	令和5年度全学FD事業準備について(2) 令和5年度前期授業評価及び授業改善教員アンケート集計結果について	
11月	令和5年度全学FD事業準備について(3)	全学FD事業②
12月		
1月	教員相互によるシラバス点検について	
2月		全学FD事業③
3月	令和5年度FD事業の総括について 令和6年度FD事業実施方針について 令和6年度活動計画について 令和5年度後期授業評価及び授業改善教員アンケート集計結果について 令和6年度授業評価の実施について	

必要に応じて変更・追加することがある。

大阪教育大学 F D事業実施報告書

(部局・系・部門・センター・特定のグループ等による報告用)

令和 年 月 日

ファカルティ・ディベロップメント事業推進委員会委員長 殿

実 施 主 体 (チェックを入力)	☐ 大学レベル(全学F D) ☐ 学位プログラムレベル(部局F D) ☐ 授業科目レベル
実 施 組 織	
代 表 者	
日 時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場 所	
参 加 者	別紙「参加者名簿(エクセル形式)」のとおり
活 動 内 容 (チェックを入力)	☐ 教学 ☐ 研究 ☐ マネジメント等
目 的 テ ー マ 等	
実 施 内 容 *ポスターやチラシ等 があれば添付のこと	
成 果	

令和5年4月10日

専任教員各位

ファカルティ・ディベロップメント事業推進委員会

委員長 廣 木 義 久

令和5年度FD事業実施方針に基づくFD活動について

令和5年度FD事業実施方針に基づくFD活動については、以下のとおりとします。なお、全教員が本年度実施されるFD活動に複数回参加することを原則としておりますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願いいたします。

1. FD活動の定義

毎年度の参加を義務とするFD活動の定義は、本委員会が主催するもののほか、次のものが該当します。

- (1) 各部局や系または当該組織のFD委員会（これに相当するものを含む）が主体となって実施する事業
 - (2) 各部局や系（事務局の各課・室を含む）が実施する活動のうち、事前にファカルティ・ディベロップメント事業推進委員会に共催依頼を行い、了承された事業
 - (3) 教員相互の授業参観（本委員会が定める要領に基づき実施するものに限る。）
 - (4) 部門や特定の教員集団で行う授業改善やカリキュラム・マネジメント、成績評価の運用、研究倫理などをテーマにしたワークショップや研修会、講演会等
 - (5) ベテラン教員による新任教員への教授法や学生指導法などをテーマにした指導
- なお、FD事業を実施する場合は、事業名に実施主体と対象を明記してください。

【例】「[ファカルティ・ディベロップメント事業推進委員会(←実施主体)]主催 [全学(←対象)]FD事業 データ分析カンファレンスについて～教員志望度の変遷パターン～」

「[連合教職実践研究科FD委員会]主催 [連合教職実践研究科]FD事業 学び続ける教員への資質の成長に向けて、大学教員ができること」

2. 参加者の把握

FD活動に参加した教職員は、参加者名簿に出席をした旨を記入します。参加者名簿に氏名の記載があるかどうかをもって、出欠を確認しますので、役割に関わらず（司会者や講演者も含め）必ず参加者名簿に氏名を記入してください。

また、上記1のうち(3)を除くFD活動を主催した各部局等は、終了後にFD事業実施報告書（参加者名簿を含む。）をファカルティ・ディベロップメント事業推進委員会（教務課教務企画係宛）まで送付してください。送付が無い場合は出欠の確認ができませんので、あらかじめご了承ください。

以上